

住宅型有料老人ホーム 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人アムールが開設する有料老人ホームアムール若里(以下「事業所」という。)が行う生活サービスの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、入居者に対し、適正な生活サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 有料老人ホームアムール若里
- ② 所在地 長野市若里二丁目 10 番 1 号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤兼務1名)
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
生活相談員 1名以上
看護職員 1名以上(兼務可)
介護職員 2名以上
従業者は、生活サービスの提供を行う。

(定員及び居室数)

第5条 定員及び居室数は次のとおりとする。

- ① 定員は 17 名とする。
- ② 居室数は 16 室とする。(個室 15・二人室 1)

(生活サービスの内容)

第6条 生活サービスの内容は次のとおりとする。

- ① 食事の提供
- ② 健康チェック
- ③ 相談・助言

(利用料等)

第7条 利用料の額は、重要事項説明書に定める通りとする。

- 2 おむつ代等は、実費を徴収する。

3 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

4 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第8条 生活相談員等は、利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(緊急時等における対応方法)

第9条 生活相談員等は、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(運営懇談会)

第11条 事業所は、「有料老人ホームアムール若里」の運営等に関し、入居者との間に、意見交換の場として定期的に運営懇談会を行う。運営懇談会は、別表Ⅰ「運営懇談会細則」により運営する。

(修繕)

第12条 入居契約書第17条第3項で定める軽微な修繕については、別表Ⅱ「修繕項目と費用負担」によるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1カ月以内
 - ② 継続研修 年3回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人アムールと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

平成30年2月1日 第1回改定

令和3年11月1日 第2回改訂

令和6年9月1日 第3回改訂

別表 I

運営懇談会細則

1. 目的

施設の健全な運営と入居者の快適で心身ともに充実した生活を実現するために、必要な事項につて、意見を交換する場として運営懇談会(以下「懇談会」という)を設置する。

2. 懇談会の構成

懇談会は以下のような構成とする。

- (1) 施設長 1 名、施設職員 1 名 その他必要に応じて
- (2) 入居者
- (3) 入居者のうち要介護者については、その身元引受人等(成年後見人制度に基づく後見人等も含む)も構成メンバーとする

3. 懇談会の開催

- (1) 懇談会は、原則として、定例懇談会を年 1 回開催する。

但し、定例懇談会のほか、施設と入居者の双方が必要と認めた場合は、臨時懇談会を随時開催するものとする。

- (2) 懇談会は、施設長の名において開催する。
- (3) 懇談会の進行は、施設側にて行う。

4. 施行日

この細則は令和3年11月1日から施行する

修繕項目と費用負担

入居契約書第 17 条 3 項に規定する居室内における軽微な修繕について、その修繕項目とその費用負担は下記の通りとする。

修繕項目	ホームの費用負担	入居者の費用負担
1. 窓ガラスの取り換え 2. 絨毯、カーテン等の取り換え 3. 電球、蛍光灯の取り換え 4. 給水栓の取り換え 5. 排水栓の取り換え 6. その他の軽微な修繕	入居者の故意又は過失に寄らない 修繕は、ホームの負担とする	入居者の故意又は過失による修繕 は、入居者の負担とする